

15 教員経験を基にした隣接校種の免許状の取得方法（別表第8）

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員経験と単位の修得を基に、隣接校種の免許状を取得する方法です。なお、平成28年4月1日の施行規則の改正により、第3欄の最低在職年数に加算される経験年数の内容によっては、第4欄の必要単位数が軽減されることになりました。詳細については、P.2-44を御覧ください。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭等（*）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする単位数
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	3年	13
	中学校教諭 普通免許状	3年	12
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年	14
	高等学校教諭 普通免許状	3年	9
高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 普通免許状 (2種免許状を除く。)	3年	12
幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3年	6

※ 第4欄に定める修得単位の内訳は、次頁以降に記載されています。

※ 第4欄に定める単位は、第2欄に定める免許状取得後、修得してください。

※ 中学校教諭免許状（2種免許状を除く。）を有する者が、高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が、中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の教科は、同一であることが必要です。ただし、「中学校の社会と高等学校の地理歴史又は公民」、「中学校の技術と高等学校の工業又は情報」も可能です。（施行規則第18条の3）

* 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を指します。また、これらに相当する幼保連携型認定こども園、義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師も含まれます。

(1) 小学校教諭2種免許状を取得する場合の単位修得方法

所有免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状
在職年数	3年	3年
総単位数	13	12
修得科目の内訳	<p>教科及び教科の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 10単位 <p>（国語（書写を含む。）・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上（※生活の指導法は使用できません。）</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法 1単位 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位（全ての事項を含む。） 	<p>教科及び教科の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 10単位 <p>（国語（書写を含む。）・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上（※所有免許状相当教科の指導法は使用できません。）</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位（全ての事項を含む。）
	教科及び教職に関する科目	

(2) 幼稚園教諭2種免許状を取得する場合の単位修得方法

所有免許状	小学校教諭普通免許状
在職年数	3年
総単位数	6
修得科目の内訳	<p>領域および保育内容の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 6単位
教科及び教職に関する科目	

(3) 中学校教諭2種免許状を取得する場合の単位修得方法

所有免許状	小学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状
在職年数	3年	3年
総単位数	14	9
修得科目の内訳	<p>○教科及び教科の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項 10単位 (受けようとする免許教科ごとに、P. 2-47 から P. 2-48 に掲げる当該教科の全ての科目にわたって修得) ・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位 (受けようとする免許教科ごとに修得) <p>○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法、教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 2単位 (全ての事項を含む。) 	<p>○教科及び教科の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) 2単位 (受けようとする免許教科ごとに修得) <p>○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 1単位 ・生徒指導の理論及び方法、教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 2単位 (全ての事項を含む。) <p>○大学が独自に設定する科目 4単位</p> <p>※ 基本的には選択履修ですが、下記の教科の免許状を取得する場合については、必ず修得しなければならない教科に関する専門的事項が定められています。)</p>

※ 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の教科については、教育職員免許法施行規則第18条の3第2項に定められています。

[参考]

教育職員免許法施行規則第18条の3第2項の表

有している高等学校教諭普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭2種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語 (英語その他外国語ごとに 応ずる)	外国語 (英語その他外国語ごとに 応ずる)
宗教	宗教

国語

書道 (書写を中心とする。) 1単位以上

社会

(ア) 地理歴史所有者

「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」について、それぞれ1単位以上

(イ) 公民所有者

日本史・外国史、地理学 (地誌を含む。) について、それぞれ1単位以上

理科

物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)

化学実験 (コンピュータ活用を含む。)

生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)

地学実験 (コンピュータ活用を含む。)

のうち3以上の科目について、それぞれ1単位以上

美術

工芸 1単位以上

技術

木材加工 (製図及び実習を含む。)、金属加工 (製図及び実習を含む。)、栽培 (実習を含む。) について、それぞれ1単位以上

(4) 高等学校教諭 1 種免許状を取得する場合の単位修得方法

所有免許状	中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）
在職年数	3年
総単位数	12
修得科目の内訳	<p>○教科及び教科の指導法に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 2単位（受けようとする免許教科ごとに修得） <p>○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 2単位（全ての事項を含む。） <p>○大学が独自に設定する科目 8単位</p> <p>※ 基本的には選択履修ですが、下記の教科の免許状を取得する場合には、必ず修得しなければならない教科に関する専門的事項が定められています。</p> <p>地理歴史 P. 2-49 の表に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項のうち、1以上の科目について1単位以上</p> <p>公民 P. 2-49 の表に掲げる公民の教科に関する専門的事項のうち、1以上の科目について1単位以上</p> <p>情報 P. 2-50 の表に掲げる情報の教科に関する専門的事項（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）について、それぞれ1単位以上</p> <p>工業 工業の関係科目、職業指導について、それぞれ2単位以上</p> <p>家庭 住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理について、それぞれ1単位以上</p>

[参考] 教育職員免許法施行規則第18条の3第1項の表

※ 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭普通免許状の授与を受けようとする場合の教科については、教育職員免許法施行規則第18条の3第1項に定められています。

有している中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）の教科の種類	受けようとする高等学校教諭1種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語 (英語その他外国語ごとに応ずる)	外国語 (英語その他外国語ごとに応ずる)
宗教	宗教

(5) 単位の軽減について（施行規則第18条表備考第4号）

免許法別表第8の第3欄に定める最低在職年数に加え、次の表の左欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、平成28年4月1日以降にそれぞれ同表の右欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、必要修得単位の軽減を受けることができます。

対象免許と経験学校種

受けようとする免許状の種類	学校
小学校教諭2種免許状	イ 小学校 ロ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭2種免許状	イ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ 中学校 ハ 義務教育学校 ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 ホ 中等教育学校 ヘ 特別支援学校の中学部
高等学校教諭1種免許状	イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ロ 高等学校 ハ 中等教育学校 ニ 特別支援学校の高等部
幼稚園教諭2種免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園

軽減適用後の修得単位数

受けようとする免許状		小2種						中2種						高1種			幼2種			
有することを必要とする普通免許状		中学校			幼稚園			小学校				高等学校		中学校(※ア)			小学校			
受けようとする免許状に関する必要勤務年数		0	1	2	0	1	2	0	1	2	3	0	1	2	0	1	2	0	1	
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）							10	7	5	5									
	領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）																	6	3	
	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	10	7	5	10	7	5	2	2	1	1	2	1	1	2	1	1			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法				1	1	1					1	1	1					
		生徒指導の理論及び方法	※イ																	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	2	1			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																			
	大学が独自に設定する科目											4	3	2	8	6	4			
合計単位数		12	9	6	13	10	7	14	11	8	7	9	6	5	12	9	6	6	3	

・特に指定の無い場合、単位の修得方法は（3）及び（4）の表にならう。

※ア 2種免許状を除く。

※イ 7単位の場合は4教科以上、5単位の場合は3教科以上から選択すること。

※ウ （3）及び（4）の表で示されている科目は修得が必要（ただし、軽減後の単位数と同じ科目数までで良い。）